

検診無料クーポン券つき 女性のためのがん検診手帳を送付

クーポン券 送付 対象年齢	生年月日
子宮がん検診(頸部)	20歳 平成4(1992)年4月2日~ 平成5(1993)年4月1日
	25歳 昭和62(1987)年4月2日~ 昭和63(1988)年4月1日
	30歳 昭和57(1982)年4月2日~ 昭和58(1983)年4月1日
	35歳 昭和52(1977)年4月2日~ 昭和53(1978)年4月1日
	40歳 昭和47(1972)年4月2日~ 昭和48(1973)年4月1日
乳がん検診	40歳 昭和47(1972)年4月2日~ 昭和48(1973)年4月1日
	45歳 昭和42(1967)年4月2日~ 昭和43(1968)年4月1日
	50歳 昭和37(1962)年4月2日~ 昭和38(1963)年4月1日
	55歳 昭和32(1957)年4月2日~ 昭和33(1958)年4月1日
	60歳 昭和27(1952)年4月2日~ 昭和28(1953)年4月1日

女性のがん検診促進のため、市から「乳がん検診・子宮頸がん検診無料クーポン券」と「がん検診手帳」を7月上旬に送付します。対象は、平成25年4月

20日現在、八幡市に住民票のある左表の年齢の女性です。あなたの健康を守るための無料クーポン券を使って、ぜひがん検診を受けてください。

わたしたちの約2人に1人が、がんになり、3人に1人ががんで亡くなっています。65歳以上では2人に1人が、がんで亡くなっています。この割合は世界でトップレベル。日本は世界有数の「がん大国」です。がんには、早期発見、早期治療が最も有効です。がんで命を落とさないためにも、検診を受けましょう。生活習慣を改善しよう

がんは遺伝によるものは少なく、生活習慣病の要素が大きい病気です。誰にも毎日、多数のがん細胞ができては免疫細胞によって死滅していますが、たまたま免疫細胞が取りこぼしたがん細胞が、10〜15年近い時間を経て、目に見える「がん」に育っていきます。

がんにならないためには、禁煙が大事。お酒もほどほどにして、野菜中心の食生活や運動を心がければ、がんになるリスク(危険性)は大きく減ります。しかしゼロにはなりません。

子宮がん検診

無料クーポン券
交付対象外の人

実施期間 7月1日(月)~
平成26年2月28日(金)
申込期限 平成26年1月31日(金)
場所 京都府下の指定医療機関

今年度からがん検診自己負担金はすべて無料です

そこで検診が有効になってくるのです。「生活習慣の改善」と「がん検診」の「2段がまえ」で万に備えましょう。

療機関(八幡市内は大塚産婦人科医院、おさむら産婦人科の2カ所)

対象 20歳以上の女性
内容 問診、内診、子宮頸部細胞診

※申込時に、受診予定の医療機関が「市内」か「市外」かを記入ください。記入のない場合は、市内用の案内を送付します。

子宮体がん検診について

子宮頸がん検診時に医師が必要と判断した人にご案内します。

※子宮がん検診は、2年に1回の受診となっております。平成24年度中に市の検診を受けた人(クーポン券含む)は、申し込みません。

胃がん検診

実施月 10月・11月
申込期限 8月30日(金)
場所 母子健康センター
対象 40歳以上
※バリウムにアレルギーのある人は申し込みできません。胃・十二指腸手術後の人は主治医とよく相談の上、申し込みください。

がんは早期発見・治療が大切です

がん検診を受けましょう

定員 先着1000人

※定員になり次第締め切ります。

内容 検診車によるX線間接撮影検査(バリウムでの造影検査。胃カメラではありません)

※申込後、9月下旬に検診日時を通知します。
※申込時に「午前希望」「午後希望」「午前・午後どちらでも可」を記入ください。

前立腺がん検診

実施期間 7月1日(月)~
10月31日(木)

申込期限 9月30日(月)

場所 指定医療機関

対象 55歳以上の男性(前立腺がん治療中の人は除く)
内容 血中PSA値測定
※後日、受診票を送付します。

がん検診共通申込方法

健康推進課窓口で申し込みいただくか、ハガキに希望検診名、住所、氏名、生年月日、満年齢、電話番号を記入し郵送(申込期間内の消印有効)してください。※各検診対象年齢は、平成26年3月31日基準。

介護予防のための

「基本チェックリスト」

は必ず返送を(再送付の案内)
6月初旬に送付した「チェックリスト」の返送がまだの人には再送付しますので、7月31日まで必ず返送していただきますようお願いいたします。
◆問い合わせ 高齢介護課

不妊治療費を一部助成

対象 市内在住で、かつ京都府内に1年以上住所を有する夫婦(婚姻未届けで事実婚関係にある男女を含む。ただし、人工授精にかかる医療費の助成をする場合は戸籍上の夫婦に限る)
対象となる治療
◆不妊治療のうち保険適用のある治療(タイミング療法(不妊相談)、排卵誘発法(内服・注射)、腹腔鏡手術など)
◆人工授精(体外受精、顕微授精などは対象外です。これらの治療は「特定不妊治療費を一部助成」をご覧ください)
※診断のための検査は助成の対象外ですが、治療効果を確認するための検査など、治療の一環として実施される検査については対象となります。
※京都府外の医療機関での治療も対象となります。

助成金額

保険適用分	自己負担額の2分の1 (限度額6万円)
人工授精	自己負担額の2分の1 (限度額10万円)

申請に必要な書類

①不妊治療助成金交付申請書

②不妊治療医療機関等証明書
③不妊治療助成金交付請求書
申請 診療日から起算して1年以内に上記①~③を健康推進課へ郵送または持参。1年以上経過すると対象外となります。ご注意ください。
※申請書は健康推進課にあります。(ホームページでもダウンロード可)

特定不妊治療費を一部助成

体外受精および顕微授精にかかる府の助成制度です。
対象 次のすべてを満たす人
①夫婦とも、またはいずれかが府内在住(京都市を除く)
②法律上の婚姻をしている
③府が指定した医療機関で特定不妊治療を受けた
④特定不妊治療でない妊娠が見込めないか、可能性が極めて少ないと医師に診断された
⑤夫婦の前年所得合計が730万円未満
助成金額 1回の治療につき助成対象となる下記の治療のA、B、D、Eは上限15万円。C、Fは上限7万5千円
※平成24年中の治療でも平成25年4月1日以降の申請分から適用されます。
助成対象となる治療 体外受精または顕微授精

で、次のいずれかに相当するものが対象です。

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 授精できず、または胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精などによる中止
- F 採卵した卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止

※卵子採取に至らない場合を除きます。
期間 1年度(4月1日~翌年3月31日)当たり上限2回(初年度のみ3回)で、通算5年間(すでに他の地方自治体で特定不妊治療の助成を受けている場合は、その分も加算して計算します)
申請期限 原則として、治療が終了した日の属する年度内
◆申し込み 健康推進課または山城北保健所
◆問い合わせ 山城北保健所(☎0774-21-2192)